5. 参 考 資 料

① 産業廃棄物関係行政機関

（令和８年８月７日現在）

岐阜県環境エネルギー生活部	環境エネルギー生活部長	田 口 博 史
廃棄物対策課	環境エネルギー生活部次長	松 田 直 樹
〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1	廃棄物対策課長	八 代 英 彦
ＴＥＬ(058)272-1111㈹	資源循環推進監	下 野 伸 明
	不法投棄監視監	苅 谷 安 直
	課長補佐兼資源循環推進係長	中 井 雄一郎
	技術課長補佐兼一般廃棄物係長	神 谷 典 子
	産業廃棄物係長	長 井 基 幸
	技術主査	小 椋 健 正
	主任技師	佐 藤 瑞 翔
	技師	吉 田 麗 弥
	課長補佐兼監視指導係長	草 野 明
環境管理課	環境管理課長	大 澤 晃 一
岐阜市環境部	環境部長	春日井 裕 之
産業廃棄物指導課	環境部次長	疋 田 智
〒500-8701 岐阜市司町40-1	産業廃棄物指導課長	高 橋 知 克
ＴＥＬ(058)265-4141㈹	監視指導係長	塩 谷 和 明
	審 査 係 長	篠 田 桂 一

岐阜県岐阜地域環境事務所	所長	伊藤　明
〒500-8384 岐阜市薮田南5-14-53	管理監	飯沼　さおり
ＯＫＢふれあい会館第２棟３階	〈廃棄物対策係〉	
ＴＥＬ(058)272-8322	係長	浅野　健太郎
ＦＡＸ(058)278-3524	課長補佐	安藤　英之
	主査	林　篤史
	技術主査	小枝　剛
	技術主査	所　大樹
	主任	直井　麻莉
	主任技師	後藤　武永
	主任技師	林　祥昌

羽島市生活環境部生活環境課	生活環境部長	加藤　光彦
〒501-6292 羽島市竹鼻町55	生活環境課長	小池　喜久
ＴＥＬ(058)392-1111㈹	環境プラント所長兼最終処分場長	小池　喜久
各務原市市民生活部環境室環境政策課	市民生活部長	大矢　貢
〒504-8555 各務原市那加桜町1-69	環境室長(環境政策課長事務取扱)	岩井　健
ＴＥＬ(058)383-4230		
山県市市民環境課	市民環境課長	棚橋　和夫
〒501-2192 山県市高木1000-1	環境政策室長	山口　覚
ＴＥＬ(0581)22-6828		
瑞穂市環境経済部環境課	環境経済部長	臼井　敏明
〒501-0392 瑞穂市宮田300-2	環境経済部環境課長	青木　崇泰
ＴＥＬ(058)327-4127		
本巣市水道環境部環境課	水道環境部長	青木　竜治
〒501-0491 本巣市早野255	環境課長	西尾　浩二
ＴＥＬ(058)323-7751	総括課長補佐	森　拓宏

岐南町総合政策部経済環境課
〒501-6197 羽島郡岐南町八剣7-107
ＴＥＬ(058)247-1370

笠松町企画環境経済部環境経済課
〒501-6181 羽島郡笠松町司町1
TEL(058)388-1114

北方町都市環境課
〒501-0492 本巣郡北方町長谷川1-1
ＴＥＬ(058)323-1114

岐阜県西濃県事務所

〒503-0838 大垣市江崎町422-3
西濃総合庁舎
ＴＥＬ(0584)73-1111㈹
ＦＡＸ(0584)74-9428

所長	崎浦理加
副所長	鹿嶋正美
環境課長	奥村豪敏
〈廃棄物対策係〉	
係長	春成浩治
技術課長補佐	森本芳久
課長補佐	寺倉新一
技術主査	今村和基
主任	小林敬一

大垣市生活環境部環境政策課

〒503-8601 大垣市丸の内2-29
ＴＥＬ(0584)81-4111㈹

生活環境部長	鈴木浩成
環境政策課長	福永修生
主幹	森井信悟

海津市市民生活部生活・環境課

〒503-0695 海津市海津町高須515
ＴＥＬ(0584)53-1111㈹

市民生活部長	近藤康成
生活・環境課長	髙木英雄
総括課長補佐兼環境係長	川崎晴弘
課長補佐(環境担当)	北條貞行

養老町住民福祉部住民環境課

〒503-1392 養老郡養老町高田798
ＴＥＬ(0584)32-1100㈹

垂井町住民課

〒503-2193 不破郡垂井町宮代2957-11
ＴＥＬ(0584)22-1151㈹

関ケ原町水道環境課

〒503-1592 不破郡関ケ原町関ケ原894-58
ＴＥＬ(0584)43-1111㈹

神戸町産業建設部産業環境課

〒503-2392 安八郡神戸町神戸1111
ＴＥＬ(0584)27-3111㈹

輪之内町住民環境課

〒503-0292 安八郡輪之内町四郷2530-1
ＴＥＬ(0584)69-3111㈹

安八町生活環境課

〒503-0198 安八郡安八町氷取161
ＴＥＬ(0584)64-3111㈹

岐阜県揖斐県事務所

〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方1-1
揖斐総合庁舎
ＴＥＬ(0585)23-1111㈹
ＦＡＸ(0585)22-1829

所長	関谷英次
副所長	片桐隆行
環境課長	桑原雅和
〈環境保全係〉	
担当主幹兼係長	村山恭子
主査	柏原博一
主任技師	伊藤茉諭美
主事	田中悠泰

揖斐川町住民生活課

〒501-0692 揖斐郡揖斐川町三輪133

ＴＥＬ(0585)22-2111

大野町環境生活課

〒501-0592 揖斐郡大野町大野80

ＴＥＬ(0585)34-1111

池田町環境課

〒503-2492 揖斐郡池田町六之井1468-1

ＴＥＬ(0585)45-3111

岐阜県中濃県事務所

〒501-3756 美濃市生櫛1612-2

中濃総合庁舎

ＴＥＬ(0575)33-4011㈹

ＦＡＸ(0575)35-1492

所長	永瀬久敬
副所長	三輪光雄
環境課長	松尾孝和
〈環境保全係〉	
係長心得	森田雄文
技術課長補佐	米本尚満
技術主査	藤井堅亘
主事	山中元太
技師	高木美暖萌

関市市民環境部環境課

〒501-3894 関市若草通3-1

ＴＥＬ(0575)22-3131㈹

市民環境部長	中村宜信
環境課長	相宮真史
主幹	渡邊昌彦
課長補佐	荘加伸治
主査	中嶋恭崇

美濃市民生部市民生活課

〒501-3792 美濃市1350

ＴＥＬ(0575)33-1122㈹

市民生活課長	清水晴絵
生活環境係長	上仲秀典

郡上市市民生活部生活環境課

〒501-4297 郡上市八幡町島谷228

ＴＥＬ(0575)67-1833

市民生活部長	加藤光俊
次長兼生活環境課長	角　学
課長補佐兼環境政策係長	早川繁彦
生活環境係長	山川　肇
主査	古田　光
主事	尾藤なつみ

岐阜県可茂県事務所	所長	若　山　幸　人
〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井2610-1	副所長	早　川　　謙
可茂総合庁舎	環境課長	亀　山　鉄　也
ＴＥＬ(0574)25-3111㈹	〈廃棄物対策係〉	
ＦＡＸ(0574)25-3934	課長補佐兼係長	荒　川　敬　介
	課長補佐	竹　内　英　雄
	主査	中　島　信　行
	技術主査	大　岩　正　博
美濃加茂市産業振興部環境課	産業振興部長	渡　邉　直　仁
〒505-8606 美濃加茂市太田町3431-1	環境課長	長　尾　陽一郎
ＴＥＬ(0574)25-2111㈹	市民生活係長	後　藤　由　充
	主事	川　合　伸　子
可児市市民文化部環境課	市民文化部長	小　池　祐　功
〒509-0292 可児市広見1-1	環境課長	土　田　英　雅
ＴＥＬ(0574)62-1111㈹	生活環境係長	渡　邉　英　治
	主査	可　児　慶　也

坂祝町産業環境課
〒505-8501 加茂郡坂祝町取組46-18
ＴＥＬ(0574)26-7111

富加町産業環境課
〒501-3392 加茂郡富加町滝田1511
ＴＥＬ(0574)54-2111

川辺町産業環境課
〒509-0393 加茂郡川辺町中川辺1518-4
ＴＥＬ(0574)53-2511

七宗町産業建設課
〒509-0492 加茂郡七宗町上麻生2442-3
ＴＥＬ(0574)48-1111

八百津町水道環境課
〒505-0392 加茂郡八百津町八百津3903-2
ＴＥＬ(0574)43-2111

白川町建設環境課
〒509-1192 加茂郡白川町河岐1705-2
ＴＥＬ(0574)72-1311

東白川村産業建設課
〒509-1392 加茂郡東白川村神土548
ＴＥＬ(0574)78-3111

御嵩町住民環境課
〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩1239-1
ＴＥＬ(0574)67-2111

岐阜県東濃県事務所	所長	加藤一郎
〒507-8708 多治見市上野町5-68-1	副所長	林　淳
東濃西部総合庁舎	環境課長	藤田直也
ＴＥＬ(0572)23-1111㈹	〈廃棄物対策係〉	
ＦＡＸ(0572)25-0079	課長補佐兼係長	川上正治
	技術主査	市原　誠
	技術主査	三好貴也
	技師	安田晴紀
多治見市環境文化部環境課	環境文化部長	岩田卓也
〒507-8703 多治見市日ノ出町2-15	環境課長	山田直子
ＴＥＬ(0572)22-1111㈹	課長代理	小栗兼一
瑞浪市経済部環境課	経済部長	小木曽昌弘
〒509-6195 瑞浪市上平町1-1	経済部次長兼環境課長	森本英樹
ＴＥＬ(0572)68-9806(ダイヤルイン)	課長補佐兼環境政策係長	渡辺　裕
	廃棄物対策係長	尾﨑　亨
土岐市市民生活部生活環境課	市民生活部長	太田　弘
〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口2101	市民生活部次長兼生活環境課長	加藤貴史
ＴＥＬ(0572)54-1111㈹	課長補佐兼環境政策係長	犬飼啓喜

岐阜県恵那県事務所	所長	佐藤智紀
〒509-7203 恵那市長島町正家後田1067-71	副所長	原　智宏
恵那総合庁舎	環境課長	神谷武志
ＴＥＬ(0573)26-1111㈹	〈環境保全係〉	
ＦＡＸ(0573)25-7129	係長	小倉敏満
	技術主査	田中伸治
	技師	石榑　陽
	主事	伊藤瑞起
中津川市環境水道部環境課	環境水道部長	高木　均
〒508-8501 中津川市かやの木町2-1	環境課長	内木里志
ＴＥＬ(0573)66-1111㈹	主幹	中神茂実

恵那市水道環境部環境課
〒509-7292 恵那市長島町正家1-1-1
ＴＥＬ(0573)26-2111㈹

水道環境部長	梅　村　浩　三
環境課長兼ゼロカーボン推進室長	山　田　英　正
エコセンター恵那所長	後　藤　哲　也
施設係長	足　立　大　輔
ゼロカーボン推進室副室長	後　藤　弘　明
環境係長	大　島　光　洋

岐阜県飛騨県事務所
〒506-8688 高山市上岡本町7-468
飛騨総合庁舎
ＴＥＬ(0577)33-1111㈹
ＦＡＸ(0577)33-1085

所長	熊　谷　真一郎
副所長	瀧　根　真由美
環境課長	保木口　良　成
〈廃棄物対策係〉	
課長補佐兼係長	都　竹　慎　也
技師	栗　山　万里奈
主事	河　野　圭一郎

高山市森林・環境政策部生活環境課
〒506-8555 高山市花岡町2-18
ＴＥＬ(0577)35-3138

森林・環境政策部長	山　腰　勝　也
生活環境課長	直　井　哲　治
生活環境係長	北　野　千　恵
ごみ処理場建設推進係長	堤　　一　雄
廃棄物対策係長	松　崎　圭　佑

飛騨市環境水道部環境課
〒509-4292 飛騨市古川町本町2-22
ＴＥＬ(0577)73-7482

環境水道部長	谷　口　正　樹
環境課長	古　田　善　尚
リサイクル推進係長	石　原　伶　奈

下呂市農林環境部環境エネルギー課
〒509-2203 下呂市小川2390
ＴＥＬ(0576)26-5011

農林環境部長	中　島　一　栄
農林環境部次長	青　木　幹　典
環境エネルギー課長	青　木　一　英
課長補佐兼係長	淺　里　　健
環境施設課長	田　中　隆　彦
課長補佐兼係長	兼　山　壽　伸

白川村総務課
〒501-5692 大野郡白川村鳩谷517
ＴＥＬ(05769)6-1311㈹

②　一般社団法人岐阜県産業環境保全協会　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、一般社団法人岐阜県産業環境保全協会という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を岐阜県岐阜市に置く。

（目的）

第３条　この法人は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）　産業廃棄物の適正な処理、再生利用等に関する調査研究、教育研修及び相談指導

（２）　産業廃棄物の適正な処理、再生利用等に関する情報収集及び印刷物の発行

（３）　産業廃棄物の適正な処理、再生利用に関する維持管理等についての会員への技術援助

（４）　共同産業廃棄物処理施設設置等の推進

（５）　基金の設置及び運営に関する事業

（６）　産業廃棄物処理業者に対する経営改善指導

（７）　一般財団法人日本環境衛生センター、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター及び公益社団法人全国産業資源循環連合会に協力して行う事業

（８）　産業廃棄物に関する知識及び適正処理等に関する啓発普及

（９）　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第２章　会員

（種別）

第５条　この法人の会員は、次の３種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号）に定める社員とする。

（１）　正会員　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、岐阜県知事又は岐阜市長の許可又は指定を受けて産業廃棄物の処理又は再生利用を行う者及び産業廃棄物の排出事業者で、この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人

（２）　賛助会員　この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

（３）　特別会員　学識経験者又はこの法人に功労があった者

（会費）

第６条　正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第７条　正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

２　特別会員の入会は、理事会において承認を得なければならない。

（退会）

第８条　会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

２　会員が死亡し、又は会員である法人等が解散したときは、退会したものとみなす。

３　会員が会費を１年以上納入しないときは、退会したものとみなす。

（除名）

第９条　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、社員（正会員及び特別会員をいう。以下同じ。）総数の３分の２以上の議決により、これを除名することができる。

（１）　この法人の名誉をき損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。

（２）　廃棄物処理法に違反し、その他この法人の信用を失う行為をしたとき。

２　前項の規定により、会員を除名しようとするときは、その会員に対し、当該総会の日から１週間前までにその旨を通知し、かつ、当該総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

３　前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

（会員資格の喪失）
第１０条　前２条の場合のほか、総社員が同意したときは、会員資格を喪失する。
（拠出金品の不返還）
第１１条　退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第３章　総会

（構成）
第１２条　総会は、すべての社員をもって構成する。
２　前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める社員総会とする。
３　賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。
（権限）
第１３条　総会は、次の事項について議決する。
（１）　理事及び監事の選任又は解任
（２）　理事及び監事の報酬等
（３）　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
（４）　定款の変更
（５）　会員の除名
（６）　解散及び残余財産の処分
（７）　その他社員総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項
２　前項にかかわらず、個々の総会においては、第１５条第４項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、議決することができない。
（開催）
第１４条　定時総会は、毎年６月に１回開催する。
２　臨時総会は、必要がある場合に開催する。
（招集）
第１５条　総会は、会長が招集する。
２　総社員の議決権の５分の１以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
３　会長は、前項の規定による請求があったときは、その請求があった日から６週間以内に総会を招集しなければならない。
４　会長は、総会を招集するときは、開会の日の１週間前までに、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、文書をもって通知しなければならない。
（議長）
第１６条　総会の議長は、その総会において、出席した社員の中から選出する。
（定足数）
第１７条　総会は、総社員の過半数の出席がなければ開会することができない。
（議決権）
第１８条　総会における議決権は、一社員につき一個とする。
（議決）
第１９条　総会の議事は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
２　前項の場合において、議長は社員として議決に加わることはできない。
３　理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、各候補者ごとに第１項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２４条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
４　前項の議案について、出席した会員が候補者を一括して採決することに異議がないときは一括して採決をすることができる。ただし、前項後段の選任の方法による場合及び次条の書面による議決権行使の結果において過半数の賛成を得られていないものについては、一括採決を行うことができない。
（書面表決等）
第２０条　やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、若しくは他の構成員を代理人として表決を委任し、又は団体（会社法に基づく会社を除く。以下同じ。）の代表である理事にあっては、その団体の他の者をして代理出席させることができる。この場合において、第１７条及び第１９条の

規定の適用については、出席したものとみなす。

（議決の省略）

第２１条　理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

（報告の省略）

第２２条　理事が社員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第２３条　総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、議長及び出席した正会員又は理事の中からその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印しなければならない。

第４章　役員等

（種別及び選任）

第２４条　この法人に次の役員を置く。

（１）　理事　１５人以上２５人以内

（２）　監事　２人

２　理事のうち１名を会長とする。

３　会長以外の理事のうち３名以内を副会長とする。

４　会長及び副会長以外の理事のうち１名を専務理事とする。

５　会長、副会長及び専務理事以外の理事のうち１名を常務理事とすることができる。

６　第２項の会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める代表理事とする。

７　第４項の専務理事及び第５項の常務理事を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める業務執行理事とする。

（役員の選任等）

第２５条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の議決によって選定する。

３　監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

４　理事のうち、理事のいずれかの１名とその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。

（理事の職務）

第２６条　会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

２　副会長は、この定款に定めるもののほか、会長を補佐する。

３　専務理事は、会長及び副会長を補佐するとともに、理事会の議決に基づき日常の業務を統括する。

４　常務理事は、専務理事を補佐して、日常の業務を処理する。

５　理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

６　会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務）

第２７条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２８条　役員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　役員は、再任されることができる。

３　役員は、第２４条に定める定足数に足りなくなるときは、任期が満了又は辞任により退任した場合においても、後任者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

（解任）

第２９条　社員総会の議決によって、いつでも役員を解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上の議決に基づいて行わなければならない。

（報酬等）
第３０条　役員には、報酬を支給とすることができる。
２　役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を得て理事会が定める。
（責任の免除又は限定）
第３１条　この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１１条第１項に定める役員の損害賠償責任において、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な損失がない場合において、その責任の原因となった事実の内容、当該の役員の職務の執行状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の議決により、賠償の責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第５章　理事会

（構成）
第３２条　この法人に理事会を設置する。
２　理事会は、すべての理事をもって構成する。
（権限）
第３３条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
（１）　事業計画及び予算の承認
（２）　総会の議決した事項の執行に関する決定
（３）　総会に付議すべき事項の決定
（４）　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項の決定
（５）　理事の職務の執行の監督
（６）　会長、副会長、専務理事、及び常務理事の選定及び解職
（開催）
第３４条　理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。
２　通常理事会は、毎事業年度２回以上開催する。
３　臨時理事会は、会長が必要と認めたとき、又は会長以外の理事から会議の目的たる事項を記載した書面をもって会長に召集の請求があったときに開催する。
（招集）
第３５条　理事会は、会長が招集する。
２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
３　会長は、前条第３項の規定による請求があったときは、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
４　会長は、理事会を招集するときは、開会の日の１週間前までに、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、文書をもって通知しなければならない。
（議長）
第３６条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。
（定足数）
第３７条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。
（議決）
第３８条　理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、議決についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
２　前項の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。
（議決の省略）
第３９条　理事が、理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。
（報告の省略）
第４０条　理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
２　前項の規定は、第２６条第６項の規定による報告には適用しない。
（議事録）
第４１条　理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、出席した会長及び監事が署名押印しなければならない。ただし、会長、副会長、専務理事及び常務理事を選任する理事会の議事録については、他の出席した理事も署名押印しなければならない。

第６章　委員会

（委員会）

第４２条　この法人には、理事会の議決により、委員会を置くことができる。

２　委員会の組織、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第７章　顧問・相談役

（顧問・相談役）

第４３条　この法人には、必要に応じ、顧問及び相談役を置くことができる。

２　顧問及び相談役は、理事会の議決を得て会長が委嘱する。

３　顧問は、この法人の基本的な事項について、会長の諮問に応じ、及び総会又は理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

４　相談役は、この法人の運営について、会長に助言を行う。

第８章　事務局

（事務局）

第４４条　この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局には、事務局長その他の職員を置く。

３　事務局長その他の職員は、会長が任免する。

４　事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事会の議決を得て会長が定める。

第９章　資産及び会計

（資産の構成）

第４５条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

（１）　財産目録に記載された財産

（２）　会費

（３）　寄付金品

（４）　事業に伴う収入

（５）　資産から生じる収入

（６）　その他の収入

（資産の管理）

第４６条　資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

（経費の支弁）

第４７条　この法人の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第４８条　この法人の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会の議決を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

（暫定予算）

第４９条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じてこれを執行することができる。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算）

第５０条　この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び決算書類並びにこれらの附属明細書を作成し、その年度末の財産目録とともに監事の監査を受け、理事会の議決を経て、定時総会の承認を得なければならない。

２　この法人は、前項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

３　第１項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の処分制限）
第５１条　この法人は剰余金の分配を行うことはできない。
（事業年度）
第５２条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

第１０章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第５３条　この定款は、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上の議決を得なければ変更することができない。
（解散）
第５４条　この法人は、総会の議決その他法令で定められた事由により解散する。
２　総会の議決に基づいて解散する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上の議決を得なければならない。
（残余財産の処分）
第５５条　この法人が解散等により清算のときに在する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９条）第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第１１章　公告の方法

（公告の方法）
第５６条　この法人の公告は、電子公告により行う。
２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、岐阜新聞に掲載する方法による。

第１２章　補則

（委任）
第５７条　この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

附　則
１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０条）第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
２　この法人の最初の代表理事は粥川長司、専務理事は長谷部政行とする。
３　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第５２条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附　則
この定款の一部改正は、平成２５年４月１日から施行する。
附　則
この定款の一部改正は、令和２年６月２４日から施行する。
附　則
この定款の一部改正は、令和４年６月２４日から施行する。ただし、次に会長及び副会長を選任する総会後の最初の理事会まで理事長を会長、副理事長を副会長とする。

③　一般社団法人岐阜県産業環境保全協会　会費規程

第１条　この規程は、一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の会費の徴収等に関して、定款その他特別の定めのあるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

第２条　会員になろうとする者は、入会申込書（第１号様式）を提出しなければならない。なお、会員が退会しようとするときは、その旨（第２号様式）を申し出なければならない。

第３条　入会金は、正会員のみとし、10,000円とする。

第４条　会費は、次のとおりとする。

（１）　正 会 員　　会費は、月額10,000円とする。

（２）　賛助会員　　会費は、年額30,000円とする。

第５条　会費は、四半期ごと（４月末、７月末、１０月末、１月末）に当該四半期分を一括前納するものとする。ただし、会費が年額で定められているものについては、当該年度の４月末日までに納付するものとする。

２　期の中途で入会するものについては、入会を承認された月を含め当該期の末日までの月数を乗じた金額の会費に、入会金を添えて一括納入するものとする。ただし、会費が年額で定められている者については、入会を承認された月を含め、当該年度の末日までの月数を乗じた金額を一括納入するものとする。

３　会費の納入は、口座振替または会費の納入通知書をもって行うものとする。

附　則

この規程は、平成元年５月２９日から施行し、平成元年４月１１日から適用する。

附　則

この規程の一部改正は、平成９年６月２０日から施行し、平成９年４月１日から適用する。

附　則

この規程の一部改正は、平成９年１２月１５日から施行する。

附　則

この規程の一部改正は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この規程の一部改正は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規程の一部改正は、令和２年４月１日から施行する。